

## 東日本大震災に伴う県発注工事等の前金払の特例措置の終了について

### 1 内容

東日本大震災の被災地域（8市7町）における前金払の特例措置について終了するものとする。

### 2 前金払いの取扱い

現行（9/30契約分まで）	改正後（10/1契約分から）
・工事 請負代金の100分の50以内 ・委託 請負代金の100分の40以内	・工事 請負代金の100分の40以内 ・委託 請負代金の100分の30以内

### 3 適用時期

平成28年10月1日以降に新たに請負契約を締結する工事等から適用する。